



グラントントン致同 Japan Desk News Flash 2018 年第 19 号

今回のテーマ：商品券に関する会計・税務処理及びリスク

年末年始、会社が商品券を購入し、福利として従業員に支給したり顧客にプレゼントしたりすることでビジネス関係を維持するケースがある。ここでは、会計・税務上の処理及びそのリスクを簡単ながら紹介する。

参考：高頓財税学院

主な内容

適用	仕訳	税務処理	備考
商品券を購入	借：前渡金 貸：現預金	損金算入不可	購入時費用計上はできない。
購入した商品券を福利として従業員に支給	借：未払給与 貸：前渡金	当月の収入に加算し、個人所得税を納付する	購入時の發票複写及び従業員の受取サイン書類
顧客へプレゼントする	借：管理(販売)費用 貸：前渡金	交際費に計上、企業で発生した経営活動に関連する交際費は、発生額の 60%が控除可能である。ただし当年度の売上（営業）収入の 0.5%を超えてはならない。	購入時の發票複写及びプレゼント証明書類
購入した商品券で自社用事務用品を購入	借：管理(販売)費用 貸：前渡金	損金算入可	購入時の發票複写及び購入した事務用品リスト

処罰事例

北京市地方税务局
BEIJING LOCAL TAXATION BUREAU

TAX 便捷纳税

之首都
Beijing - China

网站首页 信息公开 办税服务 税收宣传 公众参与 区局网站

您的当前位置是：首页 >> 办税服务 >> 涉税查询 >> 行政许可和行政处罚公示

北京 [redacted] 集团有限责任公司

决定书编号：	三稽税稽罚〔2018〕1号
处罚类别：	罚款
处罚事由：	1、该单位以购物卡及实物形式赠送外单位人员礼品，未按规定代扣代缴个人所得税；2、该单位以购物卡形式发放给本单位员工防暑降温费，未按规定代扣代缴个人所得税；3、该单位发放给本单位员工购物卡，未按规定代扣代缴个人所得税
处罚依据：	《中华人民共和国税收征收管理法》第六十九条
行政相对人名称：	北京 [redacted] 集团有限责任公司
统一社会信用代码：	91110 [redacted]

根拠

国家稅務總局公告 2016 年第 53 号

中華人民共和國個人所得稅法 第二條（一）給與所得（九）偶然所得

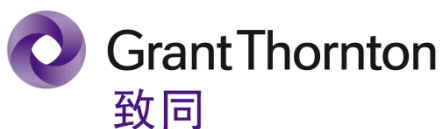
中華人民共和國企業所得稅法實施條例 第四十三條

中華人民共和國不正競爭防止法 第七條

お見逃しなく：

- 「金税三期」システムは商品券の購入及び計上した費用をタイムリーに分析する。突然高額の費用を計上するなど、異常な増減は税務局の警戒を招く恐れがある。
- 商品券は購入しただけでは費用計上できないことから、損金算入ができない。
- 購入した商品券を従業員に支給する場合、個人所得稅の源泉徴収義務が発生する。
- 購入した商品券を顧客にプレゼントする場合、プレゼントした側は交際費に計上し、且つ 20% の個人所得稅の源泉徴収義務が生じる。また場合によっては、商業賄賂に該当するリスクが存在する。

以上



www.grantthornton.cn

© 2018 致同會計師事務所（特殊普通 Partnership）。版權所有。

「Grant Thornton 致同」とは、Grant Thornton メンバー事務所が監査、稅務及びコンサルティングサービスを提供する際に使用するブランドであり、文脈によりひとつまたは複数のメンバーファームを指します。致同會計師事務所（特殊普通 Partnership）は Grant Thornton International Ltd（GTIL, 致同國際）のメンバーファームです。GTIL（致同國際）及び各メンバーファームはグローバル Partnership 関係ではありません。GTIL（致同國際）及び各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。サービスは各メンバーファームより提供します。GTIL（致同國際）はクライアントにサービス提供を行いません。GTIL（致同國際）及び各メンバーファームは代理関係になく、お互いに義務も存在せず、互いの行動または不作為に対しても責任を負いません。当該速報に含まれる情報は参考の用にのみ使用されます。当該速報の情報に基づき採用したあるいは採用しない行動による直接、間接または偶発的な損失に対して、致同（Grant Thornton）は一切の責任を負いません。